

かすみがうら市介護予防・日常生活支援総合事業  
令和6年度報酬改定に伴う変更点について

1. 介護予防訪問介護相当サービス費及び介護予防通所介護相当サービス費の報酬改定について

令和6年4月1日からの介護報酬の改定に伴い、介護予備・生活支援サービス事業に係る報酬を下記のとおり改訂します。

また、費用の算定に当たっては、「介護保険施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について（令和6年3月15日老認発0315第5号 厚生労働省老健局認知施策・地域介護推進課長通知）に準ずるものとします。

◎介護予防訪問介護◎

		基本報酬単位	月の上限 単位数	備考
計画に位置付けた回数	標準的なサービス	287単位/回	3,727単位	
	20分～45分の生活援助	179単位/回		
	45分以上の生活援助	220単位/回		
	短時間の身体介護	163単位/回		

○1月につき、3,727単位の範囲内で所定単位数を算定する。

○介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合には、当該月において算定しない。

○各加算については、「介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の別表中、第1項訪問型サービス費に準じて算定する。

【「標準的なサービス」と「生活援助」の考え方】

標準的なサービス	訪問介護における「身体介護」に相当する支援
生活援助	訪問介護における「生活援助」に相当する支援

○介護保険最新情報 Vol.637（平成30年3月30日）を参照。

利用者の状態をアセスメントし、生活援助のみの支援と判断される場合は、生活援助になる。

（例）買い物支援のみの場合など、単に家事援助等の生活援助を行う場合。

介護予防サービス・支援計画書又は担当者会議に、支援内容、支援時間、支援回数を明確に記載しておくこと。

「身体介護」と「家事援助」を明確にしておくこと。

利用計画より利用回数が増加する場合、アセスメントし支援計画した内容以外の支援が必要になる場合には、各地区の包括支援センターに相談すること。

支援内容、回数等の記載がされている、支援計画書又は担当者会議録を各包括支援センターに必ず提出すること。(5月から)

#### 【利用回数の例】

- 要支援2の利用者が介護予防訪問介護を週2回程度（9回）利用する計画した場合。
  - ⇒ サービス利用票・提供票は 2, 583単位（287単位×9回）
  - 実績で、利用実績が5日だった場合。
  - ⇒ 実績は、287単位×5日＝1, 435単位で請求。
  
- 要支援2の利用者が介護予防介護訪問介護を週2回を超える程度（14回）利用する計画をした場合。
  - ⇒ サービス利用票・提供票は 3, 727単位（上限額）で請求。
  - 実績で、利用実績が9日だった場合。
  - ⇒ 287単位×9回）2, 583単位で請求。

## 参考

### 【訪問型サービスの意義について（介護保険最新情報 Vol.1 2 2 2）】※抜粋

指定相当訪問型サービスは、基準告示第3条に定めるとおり、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものである。

このため、訪問型サービスについては、指定訪問介護の「身体介護中心型」及び「生活援助中心型」の区分を一本化した区分を定めるとともに、1回当たりの単位数については、高齢者の選択肢の拡大の観点から、一部当該区分と同様の区分を設けているものであり、特に生活援助中心型の単位数を算定するにあたっては、要支援者等の出来ることを阻害することがないように、留意すること。

### 【介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（介護保険最新情報 Vol.1 2 2 1）】※抜粋 指定相当訪問型サービスの基本取り扱い方針

① 指定相当訪問型サービスの提供に当たっては、介護予防とは、単に高齢者の運動機能や栄養改善といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの心身機能の改善や環境調整等を通じて、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行うこと。

③サービスの提供にあたって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者の出来る能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。

◎介護予防通所介護◎

計画に位置付けた回数	対象者	基本報酬	単位
1回～4回まで	事業対象者 要支援1	1回につき	436単位
週1回程度 (5回以上)		1月につき	1,798単位
1回～8回まで	事業対象者 要支援2	1回につき	447単位
週2回程度 (9回以上)		1月につき	3,621単位

○各加算については、「介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の別表中、第2項通所型サービス費に準じて算定する。

○利用者的大して、その居宅と事業所間の送迎を行わない場合は、所定単位数から、1回(片道)につき、47単位減算する。

**参考**

**【通所型サービスの意義について(介護保険最新情報 Vol.1222)】※抜粋**

① 入浴介助は、利用者自身で又は家族等の介助によって入浴ができるようになることを目的として行うこと。この際、利用者の状態や、当該利用者が日頃利用する浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を確認し、これを踏まえて、利用者が日頃利用する浴室に近い環境で行うことが望ましい。

② 運動機能向上サービス(利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持または向上に資すると認められるものをいう。)は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、の資格を有する機能訓練指導を配置した事業所で6月以上勤務し、かつ、機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)を1名以上配置し、国内外の文献等において介護予防の観点から有効性が確認されている手法等を用いて行うこと。

**【介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(介護保険最新情報 Vol.1221)】※抜粋**

①指定相当通所型サービスの提供にあたっては、介護予防とは、単に高齢者の運動機能や栄養改善といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの心身機能の改善や環境調整等を通じて、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつおこなうこと。

②介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めること。

③サービス提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大に引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。

### ◎介護予防ケアマネジメント◎

令和6年4月から居宅介護支援事業所も市町村からの指定を受けて、介護予防支援を実施できるようになりました。

しかし、介護予防ケアマネジメントは従来通り、地域包括支援センターでの実施になりますので、介護予防ケアマネジメントに関しては、各地域包括支援センターにご相談ください。